

凡 例

- 1 市町名の上部に記載しているのは基本構想のキャッチフレーズです。
- 2 調査期日の表示がないものは、原則として令和6年1月1日現在のものです。
- 3 資料の出典元について特段記載がないものは、原則として市町調べによります。
- 4 「市町村コード」は、総務省の『全国地方公共団体コード』における市区町村コードで、末尾の検査数字を含みます。
- 5 「市町村類型」は、総務省の『令和3年度類似団体別市町村財政指標表』に基づき、分類したものです。
- 6 「所在地」の欄の※印は、専用郵便番号です。
- 7 「地域開発区域の指定」は、次のとおりです。
 - ・過疎…過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町
 - ・辺地…辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定により該当となる地域を有する市町：○囲み数値は、地区数を表わします。
 - ・拠点都市…地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第4条の規定により指定された市町
 - ・離島…離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域を有する市町
 - ・山振…山村振興法第7条の規定により指定された地域を有する市町
 - ・農産…農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第2条で規定される区域を有する市町
 - ・特定農山村…特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項の規定により該当となる地域を有する市町
- 8 「役職」は、令和6年3月1日現在のものです。任期の横の数値は、当選回数、選任回数です。「正副議長」の欄においては、議員としての任期及び当選回数です。
- 9 「面積」のうち「総面積」は、国土地理院の令和5年10月1日現在の『令和5年全国都道府県市区町別面積調』によるものです。
なお、同数値が境界未定により公表されていない直島町にあっては、令和5年度普通交付税算定に用いた面積を表示しています。
「田」「畑」「宅地」「山林」は、令和5年4月1日現在の「令和5年度固定資産の価格等の概要調書」によるものです。「宅地化率」は次の算式によって算出しています。
宅地化率 = 宅地面積 ÷ 民有地面積
- 10 「人口」「人口動態」は、『平成22年国勢調査』、『平成27年国勢調査』、『令和2年国勢調査』及び令和5年1月1日現在の『住民基本台帳人口』によるものです。

- なお、年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がいる場合は、各年齢階級の総数に対する割合の合計と総数が一致しないことがあります。
- また、合併する以前の統計数値については、合算した数値により掲載しています。
- 11 「職員数」「平均給料」「ラスパイレス指数」は、令和5年4月1日現在の『令和5年地方公務員給与実態調査』によるものです。
 - 12 「有権者数」は、令和5年12月1日現在の『選挙人名簿定期登録者数』です。
 - 13 「産業」は、『令和2年国勢調査』によるものです。
 - 14 「公共施設数」は、学校（幼稚園、認定こども園を除く）については『令和5年度学校基本調査』によるものであり、それ以外は『令和4年度市町村公共施設状況調査』によるものです。（ ）内の数値は、組合立分を示しています。
 - 15 「公共施設整備状況」は、『令和4年度市町村公共施設状況調査』及び『令和4年度地方公営企業決算状況調査』によるものです。
 - 16 「財政指標等」「決算収支」「将来負担」「歳入歳出」「税収」は、『令和3年度地方財政状況調査』、『令和4年度地方財政状況調査』及び『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（以下『自治体財政健全化法』と略称）に基づく算定によるものです。なお、上記項目内における各区分は次のとおりとします。
その他（将来負担）：債務負担行為に基づく支出予定額、設立法人の負債額等負担見込額
充当可能財源等：充当可能基金、充当可能特定歳入、基準財政需要額算入見込額
各種交付金：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金
その他（歳入）：分担金及び負担金、使用料、手数料、国有提供施設等所在市町助成交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
※構成比は端数処理の関係で合計が合わない場合があります。
 - 17 「公営企業」は、令和5年3月31日現在の『令和4年度地方公営企業決算状況調査』によるものです。
 - 18 「計画・施策等」は、令和6年4月1日現在のものです。
 - 19 「外郭団体の状況」は、令和5年3月31日現在のものです。
 - 20 「財産区の状況」の面積は、財産区所有の土地面積です。
 - 21 「行政機構」は、期日表示があるものを除き、令和6年4月1日以降の予定です。
 - 22 「支所・出張所等数」の「支所」及び「出張所」は、地方自治法第155条に基づくもので、「その他窓口業務等取扱所」は、窓口的な業務のみを取り扱う公民館等です。
 - 23 II-4 各種行政資料の「7 民間委託の実施状況」「8 指定管理者制度の導入状況」は、令和4年4月1日現在の『地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査』によるものです。
 - 24 II-4 各種行政資料の「10 年齢階層別職員数一覧」は、令和5年4月1日現在の『令和5年地方公務員給与実態調査』によるものです。

